

韓国の放送番組レーティング制度に関する一考察

千 命 載（上智大学大学院 院 生）

【キーワード】レーティング、Vチップ、表現・放送の自由、子ども・青少年保護と権利

【はじめに】放送番組レーティング制度は、放送メディアが子ども・青少年の保護者に対して番組内容に関する情報を提供する側面から保護者の視聴指導に役立てるものと捉える見方もあるが、Vチップ（Violence chip）導入の前段階として表現・放送の自由を制約する措置とも言える。

このような両面性を持っている放送番組レーティング制度は、1990年代半ばから欧米を中心に導入され始め、既にアメリカとカナダではVチップも導入されている。また、韓国では2001年から放送番組レーティング制度が放送法に導入され、現在2回（2002年・2006年）にわたる改正が行われている。

一方で、日本では1995年から1998年の間、放送番組レーティング制度に関する議論より、行政側によるVチップ導入の議論が先に進められ、継続審議の後、時期尚早として見送られた。今後、日本における子ども・青少年保護をめぐる放送メディアのあり方を議論する際、諸外国の放送番組レーティング制度はひとつの参考になり得ると考えられる。

【研究の目的】本報告では、放送番組レーティング制度の一例として韓国の現状を取り上げ考察することにより、子ども・青少年保護のための韓国の放送政策と放送制度の両面から、同制度を運用する上で実際効果があるかについて明らかにすることを目的とする。

【研究の方法】本報告では、放送番組レーティング制度の導入・改正の度に行われた討論会（独立行政機関である放送委員会が主催、放送関係者・メディア専門家・市民団体など参加）での議論を踏まえながら、文献考察を中心に行った。

【得られた知見】韓国における放送番組レーティング制度を考察してみた結果、以下のような知見

が得られた。

先ず、韓国では 1996 年、映画の事前審議に対する憲法裁判所の違憲判決が下されたことを機に、放送番組レーティング制度に関する議論が始まった。同裁判で憲法裁判所は、旧映画倫理委員会(現在、映像物等級委員会)の事前審議を検閲としながら、青少年に対する上映を効果的に管理(流通)できるよう、予めレーティングを審査することは検閲でないと判断した。この判決により、従来の放送用映画・漫画映画に対する放送委員会の事前審議にも違憲性が問われ、同委員会は子ども・青少年保護のための新たな番組規制措置として 2001 年から放送番組レーティング制度を採用することとなった。

ここでの問題は、2000 年の統合放送法の成立により、放送の政策・行政・規制を統括するようになった放送委員会が「放送番組レーティングの分類及び表示等に関する規則(以下、番組レーティング規則)」を制定・公表し、これに基づいて放送メディアは番組レーティングを行わなければならない(放送法第 33 条第 3 項・第 4 項)という他律的・受動的な放送政策が採用された点である。放送番組レーティング制度の本来の目的が子ども・青少年の保護者に対する番組の情報提供である点、また放送メディアの自主・自律性を活かすと共に同制度の実効性を確保する点でも、番組レーティングの実施主体である放送メディアに基準作りを委ねるべきであったと言えよう。

次に、上記の放送政策により、放送法第 33 条第 5 項においては、放送メディアが番組レーティング規則に基づいて番組レーティングを行ったとしても、放送委員会が適切でないと判断した場合は調整を求められることができると規定されている。このような放送委員会の調整権限を含む制裁措置に対しては再審制度が放送法第 100 条に設けられているとはいえ、再審の判断を行う主体は同委員会である。そのため、5 つの年齢枠(全体・7 歳以上・12 歳以上・15 歳以上・19 歳以上の視聴可)と 3 つの内容基準(扇情性・暴力性・放送言語)によって定められた番組レーティング規則の曖昧さが問われても、それを判断する主体は同規則を制定・公表した放送委員会となる。このような放送制度の下で、番組レーティングに関する最終的な判断権を放送委員会に委ねるだけでは、一次的な判断者に過ぎない放送メディアの表現の自由が萎縮される恐れは十分考えられる。また、放送番組レーティング制度の 3 つの内容基準は放送委員会の審議対象となっているが、他にも子ども・青少年にかかわる審議項目は数多く設けられている。このような放送制度の面からみた放送番組レーティング制度は、子ども・青少年保護との関連で放送委員会が行う番組審議制度の一項目に過ぎない問題もある。

結局、韓国の放送政策と放送制度の両面からみた放送番組レーティング制度は、子ども・青少年の保護者に放送メディアの番組情報提供を促すようなものというより、放送委員会が運用する番組審議制度の前段階として、放送メディアに番組の一次規制を強いるものと言えよう。